

6 番

銭湯のロッカー。サウナのメガネかけ。6番を探す。6番と言えば中西太。西鉄ライオンズのホームランバッター。小学校から帰ると。カバンを放り投げ。空き地へ。グローブをつけたまま眠り。庭で素振り。中西になろうと思っていた。



(竹内)

マイナンバーの利用分野拡大

平成28年1月から、「社会保障・税・災害対策」の分野で本格的運用が開始されているマイナンバー制度。例えば証券口座については、口座開設者に代わり、証券会社が税金の計算や各種支払調書の作成等を行うことが、マイナンバー制度の利用範囲である「税分野」に含まれるため、マイナンバー制度が導入された平成28年1月以後、マイナンバーの登録が必要とされています。平成28年1月以後に新規証券口座を開設する場合はもちろん、平成28年よりも前に既に証券口座を開設している場合についても、マイナンバーの登録が必要となります。

マイナンバー制度では、今後、更なる行政の効率化・国民の利便性の向上等を図るべく、利用分野の拡大が行われる見込みです。

その例として、平成30年1月から開始予定の預金口座へのマイナンバー付番が挙げられます。

国税通則法等の改正により、銀行等は、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することとされました。

平成30年1月以後に新規預金口座を開設する者は、預金口座開設に当たって銀行からマイナンバーの登録を求められる予定です。また、既存の預金口座分についても、銀行来店時等に、順次マイナンバーの登録を求められることが予想されています。

(大寺)

9月の社会保険労務

- 12日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- ※ 老人週間(15日~21日)
- 健康増進普及月間
- 船員労働安全衛生月間
- 障害者雇用支援月間

9月の税務

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限...9月12日
- 2 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限...9月30日
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...9月30日
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限...9月30日

- 5 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限...9月30日
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人・3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限...9月30日
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く(法人・個人事業者)の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限...9月30日



◎平成28年9月分(10月納付分)から 厚生年金保険料率が変わります

変更前 17.828 % (被保険者負担 8.914 %)
変更後 18.182 % (被保険者負担 9.091 %)

また、算定基礎届に伴い標準報酬月額が改定となる場合がありますので、給料計算時には御注意ください。



◎厚生年金保険加入時の本人確認事務が変更されます

厚生年金保険加入時に、基礎年金番号と住民票コードの特定が行われることになりました。住民票コードの確認ができなかった場合は、事業主様宛に住民票上の住所等の照会作業があるため、資格取得処理が保留されます。資格取得の際には、十分に確認してから手続きを行ってください。

(岩佐)

会計制度

原価計算と管理会計について⑩ ～予算管理① 予算の種類～

今回から、予算管理について解説いたします。

「予算」とは、将来の収支を見積もるということを指しますが、日常では色々な意味に使われています。ここでは、一般事業会社の「予算」に絞って解説をしていきます。

さて、一般事業会社の予算と言っても、その利用目的から様々な予算が生まれ、その作成過程も様々です。ただ、一般的には以下のような分類を考慮して作成します。

- ① 期間的な分類
 - ・短期的予算 (通常翌年度1年間)
 - ・中長期予算 (通常3～5年後の予算)
 - ・長期予算 (10年前後が多い)
- ② 資金管理か損益管理か
 - ・収支予算 (資金繰表含む)
 - ・損益予算



上記のうち、収支予算については資金繰表を兼ねて1年内程度の短期的なものが多く、期間の長い収支予算は設備投資を検討する場合など特殊な状況下であることが多いようです。

一方、損益予算は、中長期予算や長期予算を組んだのち、翌事業年度の予算に落とし込んで作成する会社が多いようです。今回は、予算管理の必要性について解説いたします。

(孝志洋)

資産税係

死亡保険金に贈与税？

Q) 主人がなくなって、主人が掛けていた死亡保険金を、妻の私が受け取りましたが、子どもに死亡保険金の半分を渡すことはできますか？

A) 奥様が受け取ったのちに子どもに渡すことはできますが、贈与税がかかります。

民法上、生命保険金は保険金受取人の財産と考えられています。つまり、亡くなったご主人の財産を相続する、という考えではなく、元々、保険金受取人の固有財産だ、ということです。(なので、遺産分割協議書にも載せません。)

保険金受取人が奥様1人となっており相続が発生した場合、保険金全額が奥様の固有財産となります。相続発生後に、子どもに半分を渡せば、それは贈与になり、贈与税が課されることになります。

保険金を保険金受取人以外の人に渡したいならば、ご主人の生前に保険受取人を変更しておく必要があります。

(坂田)

医療係

医療法人が行う関係事業者との取引の内容に関する報告②

前月号では、医療法人が関係事業者との取引に関する報告書を毎年度、都道府県知事に提出することが義務づけられることについて、対象となる関係事業者の紹介をしましたが、今回はどのような取引内容について報告しなければならないかを紹介します。

該当する取引は、以下の通りです。

- 事業収益又は事業費用が総事業費の10%かつ1千万円を超える取引
- 事業外収益又は事業外費用が総額の10%かつ1千万円を超える取引
- 特別利益又は特別損失が1千万円を超える取引
- 資産又は負債の総額が、当該会計年度末日の総資産の1%以上かつ1千万円を超える残高になる取引
- 資金貸借、有形固定資産および有価証券の売買その他の取引の総額が1千万円以上であり、かつ当該会計年度末日の総資産の1%以上を占める取引
- 事業の譲受又は譲渡の場合は、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が1千万円以上であり、かつ当該会計年度末日の総資産の1%以上を占める取引

(後藤)

リスマネ委員会

損害保険の契約内容把握度合①

あなたは現在、契約している損害保険（すまい、からだ、くるま）を列挙することができるでしょうか？
以下の点について改めて確認しましょう。

- ① 契約（新規・更新）にあたって、ご自身の意向を保険会社または代理店に伝え、納得するまで確認する。
契約内容について、以下の事項にチェックを記入しながら確認しましょう。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保険金が支払われる場合・支払われない場合 | <input type="checkbox"/> 保険の始期日、満期日 |
| <input type="checkbox"/> 受取れる保険金の額 | <input type="checkbox"/> 免責金額（事故負担額） |

1. 保険の内容について分からないことがあれば理解できるまで説明を求める。
2. 一人で説明を受けるのが不安であれば、親族に同席してもらう。
3. 他の保険と補償内容が重複していないか確認する。（重複して加入していると、保険料が無駄になることがあるため）

- ② 契約申込書に署名、捺印する。
契約しようとしている保険の内容が意向に合っていることを以下のチェック項目で確認したうえで、署名・捺印をする。

- 補償内容（保険金が支払われる場合・支払われない場合）
- 保険期間（補償される期間）
- 保険料の支払い方法（口座振替、クレジットカード払、請求書払、現金払など）

(さくらビジ初)

非営利法人

非営利法人とは？

非営利法人とは、その名の通り営利を目的としない法人であり、一般社団・財団、公益法人、NPO法人、社会福祉法人、学校法人等のことをいいます。

非営利法人は利益を得てはいけないと思われがちですが、そうではありません。ここでいう非営利とは「利益を得ない」ということではなく、組織等が事業を通じて得た利益を、「その組織等の構成員に分配しない」ということを意味しますので、活動資金確保のため、一定の基準のもとにおいて、当然利益をあげてもよいのです。

非営利法人といっても多様な形態がありますので、法人の設立や組織変更をご検討の際には、どのような形態の法人が運営しやすいのか、団体の目的、構成員の関係はどうか等、慎重な検討が必要となります。

(正木)

研修会・懇親会 を開催しました！！



研修会・講師のご紹介

- ◆ 社会保険労務士・キャリアカウンセラー
貫場 恵子 氏
- ◆ さくら税理士法人 公認会計士・税理士
竹内 洋一
- ◆ 野村證券株式会社 投資情報部課長
佐々木 敏彦 氏



好評のうち終了致しました！
暑い中のご参加ありがとうございました。

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。

広告コーナー

ひまわりメモリアルフォト



気象衛星「ひまわり」が撮影した、お子様の誕生やご結婚などの記念すべき日の地球の表情（雲の映像）のフォトフレームです。生まれた日の感動や大切な人に出会えた喜びを記念品にしたものです。ご家族用だけでなく、プレゼントとして大変人気のある商品です。是非、ご用命下さい。

【特徴】



気象衛星「ひまわり」が日々撮影した地球の画像（雲の写真）の中からお客様の大切な記念日の画像を使用しています。記念日の指定だけでなく、お好みのメッセージを添えることもできます（「スタンダード パースデー」）。また、新郎新婦のお名前を商品に入れることも可能です（「スタンダード ウェディング」）。ひまわりメモリアルフォトをお部屋などに飾ることで、記念日の感動をいつまでも持ち続けることができます。フレームは透明ですので、どのお部屋にもマッチし、どこに飾っても最高です。とても、シックでお洒落な商品です。

【商品の代金（送料別）】

- ★スタンダード パースデー ¥6,480円（8%の消費税込）
- ★スタンダード ウェディング ¥6,480円（8%の消費税込）

【お問い合わせ】

株式会社 三隆国際気象
兵庫県西宮市北昭和町 13-8
電話：0798-63-3627
HP：<http://www.mitaka-ww.com/memorialphoto/index.html>



フレームの外寸：232mm×307mm
写真のサイズ：182mm×257mm

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス：<http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181